



福井労働局発表  
令和3年3月2日(火)

担当	福井労働局雇用環境・均等室
	監理官 小林 智枝
	指導係 藤間 千尋
	電話 (0776) 22-3947

次世代育成対策推進法に基づき  
**プラチナくるみん認定**を行いました！  
**「キョーセイ株式会社」 (越前市)**



このたび、福井労働局(局長 山崎直紀)は、次世代育成対策推進法に基づく特例認定として、キョーセイ株式会社(代表取締役 木下寛之氏)を「プラチナくるみん」企業として認定しました。

「プラチナくるみん」認定は、**県内5社目**となります。

福井労働局では、下記のとおり認定式を行います。

**当日の取材をよろしくお願ひします。**

プラチナくるみん認定式

日時：令和3年3月5日(金)

午前11時00分から

場所：福井労働局 労働局長室

(福井市春山1丁目1-54)

福井春山合同庁舎14階)

## 認定企業の主な取組内容

### キョーセイ株式会社（プラチナくるみん：令和3年2月認定）

所在地 越前市  
業 種 製造業  
代表者 代表取締役 木下寛之氏  
社員数 240人（うち女性40人）



#### <女性の職域拡大>

女性労働者の中から希望を募り、女性の職域拡大として海外事業部に女性労働者1名を配属した。

#### <男性の育児休業等の取得促進>

男性の育児休業又は子の看護休暇の取得促進を図るため社内制度の周知啓発を行い、平成28年から毎年2名以上の男性の育児休業・子の看護休暇の取得の実績がある。

#### <育児休業制度等の相談窓口の設置>

年間を通じて随時、育児休業制度等の相談ができる窓口を設置し、個別相談に応じている。

#### <ノー残業デーの日数増加>

毎週水曜日に加えて、7のつく日はノー残業デーとして従業員に周知した。

#### <準社休日の設定>

より休みやすい職場環境にするため、仕事の状況によって所定労働日のうち休日とできる日を準社休日として設定した。

## プラチナくるみん認定とは？

厚生労働大臣は、一般事業主行動計画の策定・届出を行い、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）しています。

くるみん認定を受けた企業がさらに高い水準の取組を行い、一定の基準を満たすことで、特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。

特例認定を受けると、プラチナくるみんマークを商品、広告、求人広告などにつけることができ、子育てサポート企業であることのPR効果がさらに高まります。

# 「くるみん」は、子育て支援に積極的に取り組む 企業を示すマークです！

## 福井県内の認定企業（令和3年2月1日現在）



### プラチナくるみん認定企業（5社）

小浜信用金庫（小浜市）  
福井県民生活協同組合（福井市）  
福井信用金庫（福井市）  
株式会社福井銀行（福井市）  
キヨーセー株式会社（越前市）

### くるみん認定企業（30社）【 】内は認定回数

国立大学法人福井大学（福井市）【4回】  
福井県民生活協同組合（福井市）  
株式会社福井村田製作所（越前市）  
福井信用金庫（福井市）【3回】  
小浜信用金庫（小浜市）【3回】  
株式会社福邦銀行（福井市）【2回】  
日本システムバンク株式会社（福井市）  
株式会社福井銀行（福井市）【2回】  
医療法人林病院（越前市）  
株式会社福井新聞社（福井市）【2回】  
株式会社ヨシケイ福井（鯖江市）  
揚原織物工業株式会社（鯖江市）  
株式会社シャルマン（鯖江市）  
医療法人たけとう病院（勝山市）  
株式会社日本イー・エム・シー（福井市）

医療法人千寿会（福井市）  
医療法人広瀬病院（鯖江市）  
医療法人誠医会（越前市）  
花咲ふくい農業協同組合（坂井市）  
社会福祉法人ほのぼの苑（南越前町）  
南越建設工業株式会社（越前市）  
株式会社吉村甘露堂（大野市）  
株式会社日本ピーエス（敦賀市）  
株式会社鯖江村田製作所（鯖江市）  
福井放送株式会社（福井市）  
キヨーセー株式会社（越前市）【2回】  
株式会社協同（坂井市）  
医療法人穂仁会（福井市）【2回】  
小浜製綱株式会社（小浜市）  
福井鋸螺株式会社（あわら市）

## 次世代法（次世代育成支援対策推進法）とは？

次世代法は、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国・地方公共団体・企業が担う責務を明らかにし、平成17年4月から施行されています。（令和8年3月31日までの時限法）

企業は従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定し、常時雇用する従業員が101人以上の企業は労働局への届出が義務となっております。（100人以下は努力義務）

## くるみん認定、プラチナくるみん認定とは？

厚生労働大臣は、一般事業主行動計画の策定・届出を行い、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定しています。これまでの認定制度は「くるみん認定」のみでしたが、平成27年4月1日から、新たに「特例認定（プラチナくるみん認定）」が始まりました。

くるみん認定を受けた企業がさらに進んだ取組を行い、基準を満たすことで、「プラチナくるみん」を受けることができます。

- 認定企業になると、くるみんマーク（特例認定はプラチナくるみんマーク）を商品、名刺、広告、求人票などに付けることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保、定着が期待できます。
- **特例認定企業**は、一般事業主行動計画の策定・届出義務がなくなります。代わりに年1回以上、次世代育成支援対策の実施状況の公表を行います。